

令和8年度四国中央市立新宮小・中学校小規模特認校制度による

児童・生徒募集要領

新宮小・中学校への就学を希望される保護者の方は、次の内容をよくご確認のうえ、「特認転入学申請書（様式第1号）」をご提出ください。

1 趣旨及び目的

自然豊かな環境の下、特色ある教育が行われている新宮小・中学校では、これまで行ってきた小中一貫教育や少人数を生かした指導、様々な体験活動、外国語活動の学習などの取組をさらに発展させ、一人ひとりの興味や能力を伸ばす教育を行っています。その積み重ねの中で、豊かな人間性を培うとともに、それぞれの可能性を発見し、その可能性を育み、地域に貢献できる人材の育成を目指します。

児童・生徒の通学する学校は、教育委員会が定めた通学区域で指定されていますが、小規模特認校に指定されている新宮小・中学校で「ぜひ学びたい」、「学ばせたい」と考える希望者に一定の条件を付して通学区域外からの転入学を認めています。

2 児童・生徒募集の基本的な考え方

上記の趣旨及び目的に従い、募集は小規模特認校の特色ある教育活動の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に限定されるものです。したがって、保護者が小規模特認校に児童・生徒の転入学を希望する場合は、3に定める条件等を勘案して、教育委員会で通学状況及び生活指導面などについても十分に教育的配慮をしたうえで転入学の可否を総合的に判断して決定します。

3 就学条件

新宮地域外に居住している市内の児童・生徒で次の条件を満たす方。

- (1) 新宮小・中学校の教育目標、教育方針や教育活動について理解し、協力できること。
- (2) 児童・生徒は、主体的に学習や部活動等に取り組むこと。
- (3) 学校や学級での役割を果たし、協調性をもって生活できること。
- (4) 新宮小・中学校の教育による十分な効果が期待できること。
- (5) 保護者は、新宮小・中学校のPTA活動に賛同し、協力できること。
- (6) 保護者は、自らの責任において児童・生徒を通学させること。（遠距離通学児童・生徒は一定の条件のもと市で対応）

4 年度途中の転入学について

原則としてこの制度による年度途中の転入学はできません。

5 令和8年度募集人数

よりよい教育環境と特色ある学校づくりのため、募集学年及び募集人数を次のように定めます。

【募集学年】新小学1・4・5年生、新中学1年生

【募集人数】新小学1年生10名程度、新小学4・5年生と新中学1年生若干名

6 申請方法

(1) 特認転入学申請書の提出

転入学を希望する場合は、四国中央市教育委員会学校政策課または現在通われている学校・園で「**特認転入学申請書（様式第1号）**」を入手、必要事項を記入し、申請期間中に現在通われている学校の校長に提出してください。新小学1年生は、お住まいの地域の小学校の校長に提出してください。

※ 特認転入学申請書は、10月18日（土）の説明会時でも入手できます。また、教育委員会のホームページからもダウンロード*1できます。

【申請期間】令和7年11月4日（火）～11月11日（火）

(2) 親子面接

申し込んだ児童・生徒と保護者は、教育委員会及び新宮小・中学校長による面接を行います。面接日や時間は改めて連絡します。

【面接日】令和7年11月29日（土）、30日（日）のいずれかの指定する日

(3) 就学承認

① 教育委員会が審査し、令和7年12月17日（水）以降に審査結果を家庭に発送します。

② 特認校転入学の許可を得た場合の以後の手続きについては改めてお知らせします。

7 通学用スクールバス（タクシー）の運行

遠距離通学者は、一定の条件のもと通学バス（人数によってタクシー）が利用できます。就学承認後に手続きを行います。

8 お問い合わせ先

四国中央市教育委員会 学校政策課 角石・馬越 TEL：0896-28-6136

*1 四国中央市教育委員会学校政策課「新宮小・中学校児童生徒募集について」

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/63/44915.html>

